三沢警察署の交通指導取締り重点路線・重点地区（令和７年７月～１２月）

	重点路線・重点地区	指　　定　　理　　由
1	国道３３８号	信号機が少なく、実勢速度が高い路線であるとともに、取締り要望が多いことから、速度取締り等を実施し、交通事故抑止に努める必要がある。
2	国道４５号	交通量の多い幹線道路であり、継続した交通取締りを実施し、交通事故抑止に努める必要がある。
3	主要地方道三沢十和田線	小学校の通学路の指定路線であり、歩行者妨害及び交差点関連違反等の交通取締りを実施し、交通事故抑止に努める必要がある。 また、生活道路にもなっている路線であり、交通量が多いことから、速度取締りに努める必要がある。
4	主要地方道八戸野辺地線	交通量が多く、直線で開けた通りが多い路線であることから、速度取締り等を実施し、交通事故抑止に努める必要がある。
5	県道天ヶ森三沢線	信号機が少なく、実勢速度が高い路線であるとともに、付近住民からの取締り要望もあることから、継続した交通取締りを実施し、交通事故抑止に努める必要がある。
6	中央町地区	繁華街で昼夜を問わず、歩行者が多いことから、交差点関連違反の交通取締りを実施するとともに、飲酒運転の交通取締りを実施し、重大事故の抑止に努める必要がある。

※　重点路線・地区以外の場所であっても、必要に応じて取締りを実施します。

三沢警察署の交通指導取締り方針（令和７年７月～１２月）

	重点路線・重点地区	重点的に指導取締りを実施する違反種別					
		速度超過	信号無視	一時不停止	横断歩行者妨害	飲酒運転	携帯電話・シートベルト
1	国道３３８号	○					○
2	国道４５号		○				○
3	主要地方道三沢十和田線		○	○	○		○
4	主要地方道八戸野辺地線	○	○	○	○		○
5	県道天ヶ森三沢線	○					
6	中央町地区			○	○	○	○

※　重点以外の違反種別であっても、必要に応じて取締りを実施します。